

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ケーヨーデイツー潮見店（旧デイツー潮見店）
- 2 所在地 木更津市潮見三丁目4番 ほか
- 3 建物設置者 ヒューリック株式会社 代表取締役社長 西浦三郎
- 4 小売業者名 株式会社ケーヨー（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）駐車場の位置及
 （変更前） 202台
 （変更後） 202台（位置の変更：2か所の駐車場の1か所を隔地に変更）
 - （2）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 （変更前） 3か所
 （変更後） 5か所
- 6 変更年月日 平成21年9月1日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成21年6月17日
 - （2）公告縦覧期間 平成21年6月26日～平成21年10月26日
 - （3）説明会 平成21年7月24日 不要承認
 - （4）廃止届 平成22年1月13日（平成22年1月16日廃止）
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）木更津市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,913㎡
- 2 駐車場の収容台数：202台
- 3 駐輪場の収容台数：60台
- 4 荷さばき施設の面積：298㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：34㎡
- 6 開店時刻：午前9時30分
閉店時刻：午後7時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後7時
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前9時～午後7時

第2 県の意見

「意見なし」 平成21年11月26日通知

<理由>

- （1）この届出は、駐車場の位置の変更並びにそれに伴う駐車場の出入口の数及び位置の変更を行うもので、駐車場利用時間は夜間にかかわらず、騒音の予測結果は全て基準を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく木更津市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 株式会社西友 本八幡店
- 2 所在地 市川市南八幡三丁目207番地1 ほか
- 3 建物設置者 内田建物株式会社 代表取締役 内田 正
- 4 小売業者名 株式会社西友 （業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 (変更前) 午後11時（株式会社西友の一階売場については翌午前10時）
 (変更後) 翌午前10時
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前5時から午後11時
 (変更後) 午前7時から午後8時
- 6 変更年月日 平成21年8月6日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年7月1日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年7月17日～平成21年11月17日
 - (3) 説明会 平成21年7月16日 午後6時30分から
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市川市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成21年11月26日通知
 <理由>

- (2) この届出は、閉店時刻の繰り下げ及び荷さばき時間の変更で夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過するものの保全対象側では基準以下であることから周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市川市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,918㎡
- 2 駐車場の収容台数：10台
- 3 駐輪場の収容台数：200台
- 4 荷さばき施設の面積：90㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：28㎡
- 6 開店時刻：午前10時
 閉店時刻：翌午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前9時45分～翌午前9時45分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
 午前7時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 タイヨー八街店
- 2 所在地 八街市大木670番地130ほか
- 3 建物設置者 株式会社畔蒜工務店 代表取締役 畔蒜毅
- 4 小売業者名 株式会社タイヨー（業種：スーパー）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 (変更後) 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午後8時15分
 (変更後) 午前7時30分から午後10時
- 6 変更年月日
平成21年7月8日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年7月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年7月17日～平成21年11月17日
 - (3) 説明会 平成21年7月17日不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八街市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成21年12月7日通知

<理由>

- (1) この届出は、小売店舗の営業時間の延長とそれに伴う駐車場利用時間の延長で、いずれも昼間の時間帯であり、騒音の予測結果もすべて基準を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められるため。
- (2) 法第8条第1項に基づく八街市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,512㎡
- 2 駐車場の収容台数：115台
- 3 駐輪場の収容台数：45台
- 4 荷さばき施設の面積：80㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：44㎡
- 6 開店時刻：午前8時
閉店時刻：午前9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 岩渕ビル
- 2 所在地 佐倉市鎚木町字仲田399番地1ほか
- 3 建物設置者 ヒロコーポレーション株式会社 代表取締役 岩渕明弘
- 4 小売業者名 株式会社いなげや（業種：食・生活関連用品）ほか

- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 - （変更前）254台
 - （変更後）175台

- 6 変更年月日 平成22年3月14日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年7月13日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年7月31日～平成21年11月30日
 - (3) 説明会 平成21年8月3日不要承認

- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 佐倉市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,636㎡
- 2 駐車場の収容台数：175台
- 3 駐輪場の収容台数：96台
- 4 荷さばき施設の面積：72㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：39㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後11時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後11時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成21年12月17日通知

<理由>

- (1) この届出は、駐車場の位置及び収容台数を変更するものであるが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 稔台ビル
- 2 所在地 松戸市稔台一丁目30番地の1 ほか
- 3 建物設置者 有限会社駿河 代表取締役 良知周一
- 4 小売業者名 サミット株式会社 （業種：食品関連）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前）47台
 - （変更後）30台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - （変更前）70台
 - （変更後）70台（位置の変更）
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前）2か所
 - （変更後）2か所（位置の変更）
- 6 変更年月日 平成22年3月25日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年7月24日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年8月7日～平成21年12月7日
 - (3) 説明会 平成21年8月22日 午後4時15分から
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成21年12月22日通知
 <理由>

- (3) この届出は、駐車場の位置及び収容台数等の変更で駐車場の利用が元々夜間に及んでいることであり、騒音の予測結果は一部の地点で基準を超過するが、現況の騒音レベルの方が大きく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく松戸市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,076㎡
- 2 駐車場の収容台数：30台
- 3 駐輪場の収容台数：70台
- 4 荷さばき施設の面積：74㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：11m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前1時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前2時～午後9時

報告案件 6

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

（第76回大規模小売店舗立地審議会）

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 寺島薬局佐原店
- 2 所在地 香取市佐原イ4200番地7ほか
- 3 建物設置者 東土地株式会社 代表取締役 大川喜美郎
- 4 小売業者名 寺島薬局株式会社（業種：薬品・生活関連用品）

5 変更しようとする事項

（1）閉店時刻の変更

（変更前）午後10時

（変更後）午前0時

（2）駐車所を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後11時30分まで

（変更後）午前8時30分から午前0時30分まで

- 6 変更年月日 平成21年8月13日

7 処理経過

（1）届出日 平成21年8月12日

（2）公告縦覧期間 平成21年9月8日～平成22年1月8日

（3）説明会 平成21年9月10日不要承認

8 市町村・住民等の意見

（1）香取市の意見

- ・廃棄物及び容器包装について減量化を図るとともに、資源の有効活用を推進すること。
- ・車上狙いやひったくり等の犯罪に対する注意喚起をしていただきたい。
- ・香取市環境保全条例に基づく特定施設の届出をすること。
- ・廃棄物の適正処理について搬出元責任を認識し、計画的に行うこと。

（2）住民意見 なし

第2 県の意見 「意見なし」 平成22年1月21日通知

<理由>

この届出は、営業時間の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の保全対象側で基準を超過しているものの、近隣住民の了解を得ていること及び周辺が当該店舗と同じ又それ以上の時間帯まで営業している店舗及びその関係者の住居であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

（2）法第8条第1項に基づく香取市の意見に対し

- ・引き続き廃棄物の減量化及び資源の有効活用に努める。
- ・駐車場照明を設置しています。また従業員による巡回を行い、引き続き注意を喚起します。
- ・香取市環境保全条例に基づく届出を本年1月31日行いました。
- ・廃棄物の適正処理について再認識し、引き続き適正な計画的な処理を行う。

（3）法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,070 m²
- 2 駐車場の収容台数：63台
- 3 駐輪場の収容台数：10台
- 4 荷さばき施設の面積：48 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：8 m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～翌午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前2時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 眞嶋ビル
- 2 所在地 松戸市常盤平三丁目11番地2号 ほか
- 3 建物設置者 有限会社 眞嶋商事 代表取締役 眞嶋文子
- 4 小売業者名 株式会社西友 （業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 - （変更前）午前0時
 - （変更後）翌午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 第1駐車場 変更なし 午前8時45分から午後10時
 - 第2及び第3駐車場
 - （変更前）午前8時45分から翌午前0時15分
 - （変更後）午前8時45分から翌午前8時45分
- 6 変更年月日 平成21年9月21日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年9月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年9月18日～平成22年1月18日
 - (3) 説明会 平成21年9月18日 午後6時30分から
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年1月21日通知

<理由>

- (4) この届出は、閉店時刻の繰り下げ及び駐車場利用時間の変更で夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準値を超過するものの保全対象側では基準以下であることから周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく松戸市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：13,851㎡
- 2 駐車場の収容台数：306台
- 3 駐輪場の収容台数：288台
- 4 荷さばき施設の面積：145㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：111m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前8時45分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イトーヨーカ堂柏店
- 2 所在地 柏市柏二丁目15番地1 ほか
- 3 建物設置者 桔梗不動産株式会社 代表取締役 鈴木稔定 ほか
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂（業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - (変更前) 5か所
 - (変更後) 4か所
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 7か所
 - (変更後) 6か所
- 6 変更年月日 平成22年5月3日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成21年9月 2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成21年9月18日～平成22年1月18日
 - (3) 説明会 平成21年9月16日 不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 柏市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積： 10,513㎡
- 2 駐車場の収容台数：168台
- 3 駐輪場の収容台数：276台
- 4 荷さばき施設の面積：149㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：38㎡
- 6 開店時刻：午前 9時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年2月1日通知

<理由>

- (5) この届出は、現在借上げている駐車場を地主の都合により返却せざるを得ないため、返却することにより減少する駐車台数分を現在借上げて使用している市営駐車場の収容台数を増加させるもので、変更する市営駐車場の利用時間は夜間にかかわらず、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく柏市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。